平成14年1月25日

# 生命保険をめぐる対応策 金融審第二部会中間報告(平成13年6月)を受けて

# 1. 社員配当ルール(いわゆる80%ルール)の弾力化

相互会社の実費主義の考え方を踏まえつつ、厳しい経営環境に対応した内部留保の適切な確保を促す観点から、定款で定める配当割合の下限を現行の 80% (生命保険会社。損害保険会社は60%)から20%に引き下げる(府令改正)。

あわせて、「資本政策と配当割合についての考え方」を、毎年の総代会で説明する とともにディスクロージャー誌に記載するよう求める(事務ガイドライン改正)。

# 2 . 基金の調達手続の弾力化等

相互会社の自己資本のコアである基金の調達については、現在の実務では、総代会決議と引受・払込がほぼ連続して行われ、1~2ヶ月内に全ての手続が完了しているが、より弾力的な調達が現行法の下でも可能であることを明確化する。具体的には、基金調達の時期を総代会決議において定めた時期(複数の時期を定めることも含む)とすることが可能であることを明確化する。

あわせて、基金の募集条件等に関する総代会への説明など社員の権利保護の観点からの留意点や基金調達は原則として総代会後、次回決算期末までの間に行われるべきこと等を定める(事務ガイドライン改正)。

#### 3 . 責任準備金等の充実 将来収支分析の実効性の確保

責任準備金の積立等に関する将来収支分析の実効性を確保する観点から、行政当局が保険計理人や経営者から、将来収支分析に関する保険計理人の意見書の内容について説明・意見を求め、その適切性を確認する場合の着眼点(任意シナリオによる場合の当該シナリオの合理性、責任準備金の不足に経営政策の変更により対応する場合の当該政策変更の合理性等)などを明確化する(事務ガイドライン改正)。

また、将来収支分析に基づき追加責任準備金を積み立てる場合の実務手続等について、その明確化を図る(日本アクチュアリー会において対応中)。

## 4.ディスクロージャーの充実

## 責任準備金の内訳

昨今のいわゆる「逆ざや」等の経営環境も踏まえ、保険会社の負債面のディスクロージャーを一層拡充する観点から、責任準備金の詳細の開示を義務付ける。具体的には、生命保険会社の個人保険及び個人年金の責任準備金について、契約時期別に、その金額と予定利率のレンジの開示を義務づける。また、損害保険会社については、その商品特性に沿った責任準備金の内訳(普通責任準備金、異常危険準備金等)の開示を義務付ける(府令改正)。

#### ソルベンシーマージンの内訳

保険会社の保険金等の支払能力の充実状況を示すソルベンシーマージン比率について、その水準のみならず、その内容及び質が重視されてきていることに鑑み、その分子・分母の内訳の開示を義務づける(府令改正)。

## (注1) 分子の内訳の開示項目

- ・資本の部合計(繰延資産及びその他有価証券評価差額を除く。)
- ・価格変動準備金
- ・危険準備金(異常危険準備金:損保)
- ・一般貸倒引当金
- ・その他有価証券評価差額
- ・十地含み損益
- · 負債性資本調達手段等
- ・控除項目
- ・その他

# (注2) 分母の内訳の開示項目

- R1(保険リスク)
- ・R2(予定利率リスク)
- ・R3(資産運用リスク)
- ・ R 4 (経営管理リスク)
- (・R5(巨大災害リスク):損保)

#### 逆ざやの算出方法の統一化

生命保険会社が自主的に開示してきた逆ざや額について、その開示のルール(算出方法)を生命保険業界において統一化する。

(注)基礎利益上の運用収支に関する利回りである基礎利回りと予定利率の差に責任準備金の額を乗じたものを逆ざや額とするよう統一化。

## 代表的な経営指標等のわかりやすい開示

一般の保険契約者向けに、ディスクロージャー誌の冒頭で、代表的な経営指標等をわかりやすく解説するよう、生命保険・損害保険業界において、その対象となる経営指標等の統一化を図る。

#### (注)代表的な経営指標等

生命保険会社

- ・経常利益
- ・当期利益
- ・基礎利益
- ・責任準備金残高
- ・総資産
- ・貸付金残高
- ・保有契約高
- ・ソルベンシー・マージン比率
- ・逆ざやの状況

損害保険会社

- · 経常利益
- · 当期利益
- · 保険引受利益
- · 正味収入保険料
- · 正味損害率
- · 正味事業費率
- 総資産
- ・ ソルベンシーマージン比率

等

等

#### 5. 総代会制度の改善

以下の ~ に掲げる事項その他所要の措置を講じる(事務ガイドライン等改正)。

#### 総代数

総代数の見直しを促す観点から、総代数及びその数を適正とする考え方について、ディスクロージャー誌に記載するとともに、毎年の総代会において説明すること等を求める。

### 総代の選考方法

総代の選考方法の見直しを促す観点から、総代になることを希望する社員が総 代候補者に選出され得る方策の有無を含めた総代の選考方法に関する考え方につ いて、ディスクロージャー誌に記載するとともに、毎年の総代会において説明す ること等を求める。

### 総代の構成

総代の構成の見直しを促す観点から、保険種類別、職業別、年齢別、地域別それぞれの総代の構成と社員の構成とをディスクロージャー誌に記載することを求める。

(注)職業別については、社員の職業別データを更新・保存していない場合には、総代の職業 別の構成の開示のみ記載。

# 総代会(株主総会)への報告・説明事項

保険会社の財務に関する基本的事項について、事業報告書(営業報告書)への 記載事項の追加等により、総代会(株主総会)への説明の充実を図る。

(注)総代会での説明事項の追加項目

- ・基礎利益
- ・責任準備金残高
- ・ソルベンシー・マージン比率
- · 契約高(保有契約高、新契約高、減少契約高等)
- ・逆ざやの状況

# 総代会議事録

総代会議事録について、各議決事項に対する主な賛成意見及び反対意見を記載すること等を求めるとともに、インターネット・ホームページの活用等による開示を求める。

#### 総代会傍聴

傍聴を希望する社員に対する機会の付与、傍聴者に対する総代会の直前又は直 後の会社への意見・質問等の機会の付与等を求める。

# 契約者懇談会との連携

現在は総代会の後に開催されている契約者懇談会について、その開催時期を総代会の前とし、契約者懇談会での契約者の意見を総代会に報告すること等を求める。また、参加を希望する契約者に対する機会の付与、開催の周知を求める。

#### 6.保険募集時における社員の権利義務に関する説明義務

各保険会社が保険募集人に対し、保険募集時に、保険契約者に社員としての権利 義務に関する説明を義務付けるよう求める(事務ガイドライン改正)。

#### 7.保険計理人の機能強化

会計監査人との連携

保険計理人の実務基準の見直しに当たって日本公認会計士協会との連携を図ること、個々の保険会社の保険計理人が将来収支分析で用いた前提について会計監査人が検証すること等について、実務基準におけるルールを明確化する(日本アクチュアリー会において対応中)。

アクチュアリー会における自律機能の適切な発揮

アクチュアリー会実務基準の見直しについて、毎年保険計理人の意見書の作成 に関する調査を行い、実務基準の検証を行うなど、ルールの明確化を図る(日本 アクチュアリー会において対応中)。

#### 8.保険商品の審査期間の短縮

定型化された簡易な商品に係る認可申請及び届出について、これらの標準処理期間・審査期間を原則として 60 日に短縮する(事務ガイドライン改正)。

# 9.企業向け商品の届出制への移行

未だ認可制となっている保険商品について、保険契約者保護等の観点から問題のないもの(確定拠出年金保険、火災保険等)について、届出制に移行させる(府令改正)。

(以上)